

漁業の免許内容等の事前決定

平成27年5月29日

目 次

1 鹿児島海区(区画漁業)

(1)	魚類養殖業	1
(2)	ひじき養殖業	3
(3)	かき養殖業	4
(4)	あさり・はまぐり養殖業	7

2 奄美大島海区(区画漁業)

(1)	魚類養殖業	9
-----	-------	-------	---

1 鹿児島海区（区画漁業）
（1）魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
鹿特区魚 第97号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	9月1日 から翌年 6月30日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 32" E 130° 13' 12" 点イ N 31° 18' 25" E 130° 13' 12" 点ウ N 31° 18' 25" E 130° 13' 04" 点エ N 31° 18' 32" E 130° 13' 04"	別紙-2	50台	南さつま市坊 津町久志
鹿特区魚 第98号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 8月31日	南さつま 市坊津町 久志浦地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 17" E 130° 13' 17" 点イ N 31° 18' 11" E 130° 13' 10" 点ウ N 31° 18' 16" E 130° 13' 05" 点エ N 31° 18' 21" E 130° 13' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	50台	南さつま市坊 津町久志
鹿特区魚 第99号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 8月31日	南さつま 市坊津町 久志網代 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 18' 09" E 130° 12' 30" 点イ N 31° 18' 04" E 130° 12' 30" 点ウ N 31° 18' 00" E 130° 12' 25" 点エ N 31° 18' 05" E 130° 12' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	50台	南さつま市坊 津町久志
鹿特区魚 第100号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 喜入生見 町米倉地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 20' 02" E 130° 36' 05" 点イ N 31° 19' 51" E 130° 36' 06" 点ウ N 31° 19' 50" E 130° 35' 55" 点エ N 31° 20' 01" E 130° 35' 54"	別紙-1	72台	鹿児島市 の旧喜入 町の地区
鹿特区魚 第101号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 高免町園 山地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 37' 13" E 130° 42' 08" 点イ N 31° 37' 05" E 130° 42' 17" 点ウ N 31° 37' 00" E 130° 42' 09" 点エ N 31° 37' 08" E 130° 42' 00"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	30台	鹿児島市 の旧東桜 島の地区

別紙－１ （天然種苗 鹿特区魚第１００号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）７２台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（４，５４６㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 鹿特区魚第９７号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）５０台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

(2) ひじき養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 ひじ 第34号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市海 潟江之島 地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 31' 50" E 130° 41' 47" 基点2 N 31° 31' 45" E 130° 41' 45" 点ア N 31° 31' 50" E 130° 41' 50" 点イ N 31° 31' 45" E 130° 41' 47"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	垂水市 (牛根 を除 く)
鹿特区 ひじ 第35号	第1種 区画漁業	ひじき養殖 業	11月1日 から翌年 5月31日	垂水市柁 原地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 27' 18" E 130° 43' 14" 基点2 N 31° 27' 22" E 130° 43' 02" 点ア N 31° 27' 16" E 130° 43' 12" 点イ N 31° 27' 19" E 130° 43' 02"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	垂水市 (牛根 を除 く)

(3) かき養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第8号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市里町西 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点 アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点ア N 31° 51' 54" E 129° 54' 10" 点イ N 31° 51' 57" E 129° 54' 16" 点ウ N 31° 51' 48" E 129° 54' 23" 点エ N 31° 51' 51" E 129° 54' 28" 点オ N 31° 51' 45" E 129° 54' 34" 点カ N 31° 51' 39" E 129° 54' 24"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	薩摩川 内市里 町
鹿特区 か(垂) 第9号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 藺牟田地 先	点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点ク, 点ケ及び点 エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区 域 点の位置 点エ N 31° 46' 34" E 129° 47' 41" 点オ N 31° 46' 37" E 129° 47' 41" 点カ N 31° 46' 40" E 129° 47' 42" 点キ N 31° 46' 44" E 129° 47' 45" 点ク N 31° 46' 40" E 129° 47' 52" 点ケ N 31° 46' 31" E 129° 47' 47"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	薩摩川 内市鹿 島町
鹿特区 か(垂) 第10号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	薩摩川内 市鹿島町 小牟田地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 46' 02" E 129° 47' 58" 点イ N 31° 46' 03" E 129° 48' 02" 点ウ N 31° 46' 09" E 129° 47' 58" 点エ N 31° 46' 08" E 129° 47' 55"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	薩摩川 内市鹿 島町
鹿特区 か(垂) 第11号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	南さつま 市笠沙町 片浦熊ヶ 浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 24' 59" E 130° 11' 03" 点イ N 31° 25' 00" E 130° 11' 08" 点ウ N 31° 25' 04" E 130° 11' 06" 点エ N 31° 25' 03" E 130° 11' 01"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	南さつ ま市笠 沙町片 浦(野 間池地 区を除 く)

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第12号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 吉野町地 先	<p>基点1から点アを見通す直線、基点2から点イを見通す直線、最大高潮時海岸線及び最大高潮時海岸線から沖合250メートルの線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 36' 57" E 130° 34' 37" (鹿児島市吉野町磯海水浴場堤防基点標識) 基点2 N 31° 38' 01" E 130° 36' 08" (鹿児島市三船療養所バス停下) 点ア N 31° 36' 50" E 130° 34' 43" 点イ N 31° 37' 56" E 130° 36' 16"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)
鹿特区 か(垂) 第13号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	鹿児島市 竜ヶ水地 先	<p>基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点2を結ぶ直線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 38' 30" E 130° 36' 11" 基点2 N 31° 39' 19" E 130° 36' 40" 点ア N 31° 38' 29" E 130° 36' 14" 点イ N 31° 39' 01" E 130° 36' 27" 点ウ N 31° 39' 17" E 130° 36' 42"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	鹿児島市(旧東桜島村、旧谷山市、旧桜島町及び旧喜入町を除く)
鹿特区 か(垂) 第14号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市福 山町若尊 鼻南側地 先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 41' 15" E 130° 48' 13" 点イ N 31° 41' 09" E 130° 48' 12" 点ウ N 31° 41' 10" E 130° 47' 59" 点エ N 31° 41' 16" E 130° 48' 00"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	霧島市 福山町
鹿特区 か(垂) 第15号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	肝属郡南 大隅町間 泊地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 02' 09" E 130° 42' 58" 点イ N 31° 02' 08" E 130° 42' 57" 点ウ N 31° 02' 10" E 130° 42' 54" 点エ N 31° 02' 11" E 130° 42' 55"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	肝属郡 南大隅 町佐多 馬籠、 佐多 郡、佐 多辺塚
鹿特区 か(垂) 第16号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井地先	<p>点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>点の位置 点ア N 31° 28' 12" E 131° 07' 39" 点イ N 31° 28' 11" E 131° 07' 38" 点ウ N 31° 28' 13" E 131° 07' 31" 点エ N 31° 28' 14" E 131° 07' 32"</p>	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	志布志 市の旧 志布志 町の区 域

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 か(垂) 第17号	第1種 区画漁業	かき垂下式 養殖業	1月1日 から12月 31日	志布志市 志布志町 夏井漁港 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 28' 02" E 131° 08' 07" 点イ N 31° 27' 59" E 131° 08' 05" 点ウ N 31° 28' 01" E 131° 08' 01" 点エ N 31° 28' 04" E 131° 08' 03"	漁具群の外角に電 灯その他の照明に よる漁具標識を設 置しなければならない	志布志 市の旧 志布志 町の区 域

(4) あさり・はまぐり養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 あ(地) 第1号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市重 富地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 20" E 130° 37' 11" 基点2 N 31° 42' 13" E 130° 37' 07" 点ア N 31° 42' 15" E 130° 37' 20" 点イ N 31° 42' 08" E 130° 37' 15"</p>	なし	始良市 の旧始 良町の 区域
鹿特区 あ(地) 第2号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	始良市平 松地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 48" E 130° 37' 39" 基点2 N 31° 42' 34" E 130° 37' 24" 点ア N 31° 42' 44" E 130° 37' 49" 点イ N 31° 42' 29" E 130° 37' 33"</p>	なし	始良市 の旧始 良町の 区域
鹿特区 あ(地) 第3号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分広瀬水 戸川地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 基点2を 順次に直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線に よって囲まれた区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 16" E 130° 46' 34" 基点2 N 31° 42' 24" E 130° 45' 39" 点ア N 31° 42' 04" E 130° 46' 32" 点イ N 31° 42' 11" E 130° 46' 07" 点ウ N 31° 42' 15" E 130° 45' 56" 点エ N 31° 42' 16" E 130° 45' 38"</p>	なし	霧島市 の旧国 分市の 区域
鹿特区 あ(地) 第4号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分漁港西 地先	<p>基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で 結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれ た区域</p> <p>基点及び点の位置 基点1 N 31° 42' 12" E 130° 47' 25" 基点2 N 31° 42' 15" E 130° 47' 10" 点ア N 31° 42' 06" E 130° 47' 24" 点イ N 31° 42' 07" E 130° 47' 08"</p>	なし	霧島市 の旧国 分市の 区域

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	地元 地区
鹿特区 あ(地) 第5号	第3種 区画漁業	あさり・は まぐり地ま き式養殖業	1月1日 から12月 31日	霧島市国 分漁港東 地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 基点2を順次に 直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって 囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 31° 41' 50" E 130° 47' 56" 基点2 N 31° 42' 11" E 130° 47' 33" 点ア N 31° 41' 48" E 130° 47' 50" 点イ N 31° 42' 00" E 130° 47' 43" 点ウ N 31° 42' 07" E 130° 47' 32"	なし	霧島市 の旧国 分市の 区域

2 奄美大島海区（区画漁業）

(1) 魚類養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		地元 地区
							生簀(8 m×8m) の数の 最高限 度	
大特区 魚 第27号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 5月31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	14台	大島郡 瀬戸内 町
大特区 魚 第28号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町蛤 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 29" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 29" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	7台	大島郡 瀬戸内 町